

令和8年7月3日

全日制課程生徒・保護者等 様

京都府立朱雀高等学校
校 長 塩 川 拓 司

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

平素は本校教育に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合には、環境省と気象庁が共同して「熱中症特別警戒アラート」を発表することとなっています。

つきましては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、京都府教育委員会からの通知を踏まえ、下記のとおり対応することとしますので、お知らせします。

記

- 1 熱中症特別警戒アラート発表の該当日については、原則として教育活動の中止を判断します。
授業日であれば、臨時休業とし、土日及び祝日、長期休業中であれば部活動や補習等の教育活動を中止することとします。
- 2 授業日を臨時休業とした場合、後日に授業回復日を設定する等、回復措置をとります。
- 3 特別な理由がある場合等（例：部活動の公式行事）、必要な熱中症の予防措置を講じた上で教育活動を実施する場合があります。その場合は、担当者等から連絡します。
- 4 熱中症特別警戒アラートの発表時は、水分・塩分補給に気をつけるとともに、冷房の効いた室内で過ごすことが望まれます。居住地の市町村によっては、冷房が使いにくい住民の方に向けて、同アラート発表時に解放されるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定し、施設の所在地などをホームページ上に公表されています。
- 5 日頃の熱中症対策として、十分な睡眠や食事により体調を整えておくことが大切です。また、体調に心配がある時に、無理をして学校の活動に参加することは熱中症リスクを高めます。何らかの不安がある時には、教職員に連絡の上、参加を控え体調の回復等に努めていただきますようお願いいたします。

熱中症特別警戒アラートの発表について

発表単位は都道府県単位。それぞれの都道府県内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に発表。発表は前日の午後2時頃。情報は、環境省ホームページ、気象庁の防災情報提供システム、京都府の防災・防犯情報メール等から入手できます。

※京都府の防災・防犯情報メール配信システムについては、以下のURLを確認してください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/mail.html>

登録用2次元コード（令和8年7月現在）

